

移動解体等におけるダイオキシンばく露防止対策について（案）

廃棄物の焼却施設に設置された焼却炉等の解体を、設置場所から別の施設（以下「処理施設」）に運搬した後に当該施設において解体又は破壊の作業を行う、いわゆる「移動解体」及びこれに伴う作業において講ずべきダイオキシン類ばく露防止対策として、下記を「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「対策要綱」）に盛り込むことが適当である。

記

1. 移動解体を採用する場合の要件

（1）移動解体を採用する場合には、以下により作業を行うこと。

ア 運搬のために設置場所において行う取り外し作業は、躯体等の土台からの取り外し（土台ごと躯体をつり上げる場合を含む。）及び煙突・配管の取り外しのみとすること。

イ 躯体に底板がない又はクレーン等を用いた躯体のつり上げ等の取り外し作業において底板が外れるおそれがある等、設備に付着したダイオキシン類の飛散防止措置を講ずる上で構造上の問題がないことを確認すること。（底板があること等の確認のほか、底板がなくても土台ごと躯体をつり上げることにより飛散防止措置を講ずることが可能か等について確認すること。）

ウ 老朽化により、クレーン等を用いた躯体のつり上げ等の取り外し作業において、躯体が変形し又は崩壊する等のおそれがないことを確認すること。

エ 焼却施設が建屋内にされている場合、取り外し作業の前に建屋内の汚染除去を行うこと。ただし、当該建屋内に管理区域が設定されないことを確認した場合を除く。

オ 設備の焼却施設への運搬は、密閉状態で行うこと。また、躯体等の変形又は破損が生じない方法で運搬すること。（運搬中の躯体等の変形又は破損には、横倒し積載によるものが含まれる。）

カ 運搬車への積み込み作業は、あらかじめ荷を密閉した状態で行うこと。また、積み込みのためクレーン等を用いてつり上げた荷が落下した場合にダイオキシン類が飛散しないものとする。

（2）処理施設については以下を満たすものとする。

ア 廃棄物の種類に応じて、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設（ダ

イ オキシシン類に係る特別管理一般廃棄物の処理が可能なものに限る。)又は産業廃棄物処理施設(ダイオキシシン類に係る特別管理産業廃棄物の処理が可能なものに限る。)として許可を受けたものであること。

イ 汚染物について、飛散防止措置を講じた上で密閉容器に密封し、関係法令に基づき処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管することのできること等、解体作業において講ずべき措置(対策要綱の第3の3)を講ずるために必要な設備を有していること。

ウ 環境省水・大気環境局による「ダイオキシシン類基準不適格土壌の処理に関するガイドライン」に準じたものとする。

2. 移動解体における対策

(1) 設置場所における取り外し作業における対策

原則として、設置場所において解体を行う場合(移動解体でない場合。以下「現地解体」)と同様の対策(対策要綱の第3の1及び3)を講ずること。

その際、対策要綱別紙6に準じて、前の汚染物サンプリング調査の結果等から管理区域を設定するとともに、使用機材等を決定すること。

なお、躯体等、煙突及び配管(躯体等との接続部分を含む。)を、常に密閉した状態のまま取り外すとともに、密閉した内部を負圧に保つ場合には、この限りではない。

(2) 処理施設における解体作業における対策

現地解体を行う場合と同様の対策(対策要綱の第3の1及び3)を講ずること。

なお、事前の汚染物のサンプリング調査では、処理施設内の付着物も対象となること。

3. 現地解体及び移動解体に共通する対策(追加事項)

対策要綱において現地解体における対策として定められている事項(対策要綱の第3の3)について、以下を補足すること。

(1) 現地解体又は移動解体における取り外し作業における事前の空気中のダイオキシシン類濃度の測定については、隣接する焼却炉等も含め、すべての運転を休止した後1年以上を経過した焼却施設の解体又は取り外し作業を行う場合(過去1年以内に灰出し作業、定期補修作業等粉じんの発生を伴う作業が行われているものを除く。)には、ダイオキシシン類の飛散は少ないと考えられることから、作業前の測定を省略して差し支えないこと。

その場合、対策要綱の別紙5に基づく保護具の選定に当たっては、測定結果は2.5pg-TEQ/m³未満(第1管理区域)とみなすこと。

サンプリング調査において着用する保護具は、対策要綱の別紙 3 のレベル 3 の保護具が原則であるが、躯体の外側から行う場合には、焼却炉等が運転を休止した後 1 年以上を経過している場合には、レベル 2 の保護具として差し支えない。

- (2) 付着物除去作業において高圧洗浄を行う場合、必要以上の水量使用に留意し、洗浄水の漏出及び地盤内浸透の防止対策を講ずるとともに、超高压洗浄を行う場合は、作業者の安全に特に留意すること。
- (3) ダイオキシン類により汚染された排水を凝集沈殿処理した際に発生した凝集汚染物は特別管理廃棄物として処理すること。

4. 残留灰除去作業における対策

現地解体又は移動解体における取り外し作業に伴い、焼却施設周辺の土壌に堆積等されたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を除去する作業における対策として、以下を対策要綱に追加すること。

- (1) 対策要綱に定める対策のうち、共通の対策（対策要綱の第 3 の 1）のほか、安全管理体制の確立（対策要綱の第 3 の 3（2））及び周辺環境への対応（対策要綱の第 3 の 3（8））について措置を講ずること。
- (2) 事前の空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング調査を、以下により行うこと。

ア 空気中のダイオキシン類の測定

廃棄物の焼却施設を管理する者からの情報等から残留灰の堆積している若しくは堆積が疑われる箇所について、別紙 1 の方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに 1 箇所以上、作業開始前、作業中に少なくとも各 1 回以上行うこと。

残留灰が最後に堆積した後 1 年以上を経過している場合、解体等作業の場合と同様に、作業前の測定を省略し、保護具の選定に当たっては、測定結果は 2.5pg-TEQ/m³ 未満であるとみなしてもよい。

イ 残留灰のサンプリング調査

原地盤面上位の堆積物を対象にサンプリング調査を行うこと。

また、追加的サンプリング調査の実施並びにサンプリング調査の記録及び記録の保存については、対策要綱の第 3 の 3（4）イに準じて行うこと。

なお、サンプリング調査において着用する保護具は、対策要綱の別紙 3 のレベル 3 の保護具が原則であるが、残留灰が最後に堆積した後 1 年以上を経過している場合には、レベル 2 の保護具として差し支えない。

- (3) 旧地面が確認できるまで堆積した残留灰を除去すること。

また、作業に当たっては、事前のサンプリング調査結果に基づき、別紙

6 に準じて管理区分を設定するとともに、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

なお、除去結果の確認のため、除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を保存すること。

5. 運搬作業における対策

移動解体のため、取り外された設備を処理施設に運搬する作業における対策として、以下を対策要綱に追加すること。

- (1) 対策要綱に定める対策のうち、共通の対策（対策要綱の第3の1）（保護具の選定（対策要綱の第3の1（6）イ）を除く。）を講ずること。
- (2) 汚染除去されていない設備を処理施設へ運搬する場合、取り外し作業を行った事業者は、運搬を請け負った事業者に、空気中のダイオキシン類濃度の測定及び解体対象設備の汚染物のサンプリング調査の結果、取外し作業の概要及び移送に当たり留意すべき事項について提供すること。
- (3) 荷の積み下ろし等においては、以下により密閉状態とするとともに、保護具を使用すること。

ア 取り外し作業を行っていた管理区域内から、取り外された設備を移送用のトラック等に積み込む場合には、管理区域においてビニールシート等で覆う等により密閉した状態とすること。

イ 運搬に使用するトラック等の荷台は、それ自体で密閉構造を有するものとする。

ウ 処理施設において設備の荷下ろしも、密閉した状態のままで行うこと。
なお、設備を荷下ろしする前に、設備の覆い等に破損がないか確認し、破損があった場合には、補修する等により密閉した状態とした上で荷下ろしすること。

エ 対策要綱の別紙3に掲げるレベル1相当以上の保護具とすること。（管理区域内で密閉状態を確保することから、積み出しの時点では包装外部の汚染はほとんどないと考えられる。）

- (4) 取り外された設備の処理施設への運搬においては、廃棄物処理法に沿って、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた廃棄物収集運搬業者その他の廃棄物の運搬を行うことができる者が、廃棄物の収集又は運搬の基準に従い行うこと。